

令和7年第7回 鞍手町農業委員会総会議事録

注1：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

注2：この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●表記としています。

■開催日時

令和7年7月10日（木）午後2時30分から

■開催場所

鞍手町役場 大会議室

■出席委員 12名（☒は出席委員）

欠席委員 1名（☐は欠席委員）

☒ ① 栗田 美和	☒ ② 安永 洋一	☒ ③ 幸田 剛	☒ ④ 筒井 浩一
☐ ⑤ 遠藤 幸男	☒ ⑥ 深草 雄介	☒ ⑦ 島仲 繁雄	☒ ⑧ 古野 久和
☒ ⑨ 田中 勉	☒ ⑩ 香月 宏一	☒ ⑪ 白石 信幸	☒ ⑫ 浦部 篤
☒ ⑬ 会長 小長光 隆			

■農業委員会事務局

局長 柴田 隆臣

次長 岩崎 一宜

■議案目次

議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請	2件
議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請	2件
議案第22号	農用地利用集積等促進計画（利用権設定）	3件
報告	農地法第3条の3の規定による届出書	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書（賃貸借の合意解約）	2件

■会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和7年第7回鞍手町農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名で、会議は成立いたします。

本日の議事録署名委員は1番の栗田美和委員と2番の安永洋一委員の2名を指名いたします。

議案は事前配布をしております。事務局長より議案の朗読及びその他の報告をいたします。

局 長 それでは議案の朗読をさせていただきます。（議案第20号から第22号の朗読）

以上が本日の議案であります。

続きまして報告事項として、議案書の21ページのとおり、農地法第3条の3の規定による届出書が1件提出されています。次に、22ページのとおり、農地法第18条第6項の規定による通知書（賃貸借の合意解約）が2件提出されています。

続きまして来月の日程ですが、第一分科会による事前審査を令和7年8月7日、木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を令和7年8月8日、金曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しています。

以上でございます。

会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案の議事録は別紙 ～

会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。
何かご意見等はありませんでしょうか。

無いようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

議事録署名委員 栗田 美和
安永 洋一

会議名	令和 7 年第 7 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 7 年 7 月 10 日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛	
	4	☑ 筒井 浩一	5	□ 遠藤 幸男	6	☑ 深草 雄介	
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉	
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤	
	会長	☑ 小長光 隆					
会 長	議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について 2 件を議題としますが、議事参与の制限により●●●●委員は退席をお願いします。						
	(●●●●委員 退室)						
会 長	事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について 2 件。 1 件目。譲受人、●●●●。譲渡人、●●●●。 申請農地は大字小牧●●●●番●。地目は登記、現況ともに畑。面積 182 m²。申請理由は売買による所有権移転です。譲受人の耕作面積は 5,649 m²で、主要な農機具等も所有しており、当該農地は譲受人の営農のために使用されるため、許可要件を満たすと考えられます。 2 件目。譲受人、●●●●。譲渡人、●●●●。 申請農地は大字小牧●●●●番●。地目は登記、現況ともに畑。面積 239 m²。申請理由は売買による所有権移転です。譲受人の耕作面積は 5,649 m²で、主要な農機具等も所有しており、当該農地は譲受人の営農のために使用されるため、許可要件を満たすと考えられます。 以上で説明を終わります。						
会 長	本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の審査報告を求めます。第二分科会長、白石信幸君。						
分科会長	はい。議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件。上記の議案について、7 月 9 日に第二分科会を開催し、審査の結果、申請通り承認することに決しました。 以上、報告します。令和 7 年 7 月 10 日、第二分科会長、白石信幸。						
会 長	ただ今、第二分科会長から審査報告がありました。質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。						
	(意見なし)						
会 長	意見も無いようですので、第二分科会長の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。						
	(「異議無し」の声あり)						
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 20 号は申請のとおり許可することに決しました。						
	(●●●●委員 入室)						

会議名	令和7年第7回鞍手町農業委員会総会				日程	令和7年7月10日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
出席 欠席	1	栗田 美和	2	安永 洋一	3	幸田 剛	
	4	筒井 浩一	5	遠藤 幸男	6	深草 雄介	
	7	島仲 繁雄	8	古野 久和	9	田中 勉	
	10	香月 宏一	11	白石 信幸	12	浦部 篤	
	会長	小長光 隆					
会 長	議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について2件を議題とします。 事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について2件。 1件目。譲受人、●●●●●。譲渡人、●●●●●。 申請農地は大字猪倉●●●●●番●、外●筆。登記、現況地目は田。合計面積1,334㎡。転用目的は資材置場です。農地区分は第2種農地ですが、申請地以外の土地では事業の目的を達成することができないものであるため、許可基準を満たしております。許可後に着工、着工から3ヶ月で完成予定の計画です。水利承諾書が添付されており、隣接農地の所有者の同意書も添付されております。資力及び信用は資金計画書等の提出により適当であると考えられます。議案書の4ページから10ページにかけて計画図等を添付していますが、規模等も妥当であると考えられます。7月9日に、会長、第二分科会員、事務局による事前審査を行い、周辺農地等への支障は無いと判断しております。 2件目。譲受人、●●●●●。譲渡人、●●●●●。 申請農地は大字中山●●●●●番●、外●筆。登記、現況地目は田。合計面積1,480㎡。転用目的はガソリンスタンド建設です。農地区分は第3種農地で、許可基準を満たしております。令和7年10月に着工、令和8年3月完成予定の計画です。水利承諾書が添付されており、隣接農地の所有者の同意書も添付されております。資力及び信用は資金計画書等の提出により適当であると考えられます。議案書の12ページから17ページにかけて計画図等を添付していますが、規模等も妥当であると考えられます。7月9日に、会長、第二分科会員、事務局による事前審査を行い、周辺農地等への支障は無いと判断しております。 以上で説明を終わります。						
会 長	本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の審査報告を求めます。第二分科会長、白石信幸君。						
分科会長	はい。議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について2件。上記の議案について、7月9日に第二分科会を開催し、審査の結果、申請通り承認することに決しました。 以上、報告します。令和7年7月10日、第二分科会長、白石信幸。						
会 長	ただ今、第二分科会長から審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。						

	(意見なし)
会 長	意見も無いようですので、第二分科会長の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。
	(「異議無し」の声あり)
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 21 号は申請のとおり承認することに決しました。なお、本案は県知事の許可事項となっておりますので進達いたします。

会議名	令和 7 年第 7 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 7 年 7 月 10 日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛	
	4	☑ 筒井 浩一	5	□ 遠藤 幸男	6	☑ 深草 雄介	
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉	
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤	
	会長	☑ 小長光 隆					
会 長	議案第 22 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 3 件を議題とします。 事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第 22 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 3 件。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。 議案書の 18 ページから 20 ページに各筆明細を記載しております。 1 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字中山●●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 2,456 m ² 。 2 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字中山●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 3,435 m ² 。 3 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字中山●●●●番●、外●筆。現況地目は田及び畑。合計面積 1,418 m ² 。 いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の要件を満たしていると考えられます。 以上で説明を終わります。						
会 長	本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の審査報告を求めます。第二分科会長、白石信幸君。						
分科会長	はい。議案第 22 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 3 件。上記の議案について、7 月 9 日に第二分科会を開催し、審査の結果、申請通り承認することに決しました。 以上、報告します。令和 7 年 7 月 10 日、第二分科会長、白石信幸。						
会 長	ただ今、第二分科会長から審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。						
	(意見なし)						
会 長	意見も無いようですので、第二分科会長の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。						
	〔「異議無し」の声あり〕						
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 22 号は申請のとおり承認することに決しました。このことを鞍手町長へ回答いたします。						